

第 19 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成 21 年 12 月 25 日に開催されました第 19 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

記

- 1 第 18 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要の確認
- 2 第 19 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
 - (1) 議会基本条例原案第 10 条（公聴広報機能の充実）について
 - ① 第 10 条第 4 項の「意見交換会や議会報告会の場」については、意見交換会あるいは議会報告会と具体的に明記せず、場に関する事項は別に定めることとする。
 - ② 第 10 条第 2 項における「協議会」については、原案ではとりあえず削除し、公開対象の会議から外すが、協議会の位置付けが決定した後、整合を図る。
 - (2) 各条文の検討について
次の各条について、原案と訂正案が比較検討できるように整理した新たな資料を作成し、次回の特別委員会までに各委員に届ける。
第 4 条（議会運営の原則）、第 5 条（議会の責務）、第 6 条（議員の役割・責務・権限等）、第 8 条（議員の調査研究と研修）、第 9 条（市民の議会への参画）、第 10 条（公聴広報機能の充実）、第 15 条（政策等に関する議員間討議）
 - (3) 地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件の拡大について、他市の状況を調査し、次回の特別委員会に調査結果を報告する。
 - (4) 次回の特別委員会のテーマについて
 - ① 前記の（2）の各条文の検討
 - ② 第 4 章（議会と市長の関係）第 11 条（市長等の提案説明）及び地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件の拡大
 - ③ 第 4 章（議会と市長の関係）第 14 条（反問権）
 - ④ 第 15 条（政策等に関する議員間討議）
 - (5) 次回の特別委員会の日程を 1 月 26 日、27 日、28 日のいずれかとする。また、理事懇談会を 1 月 22 日に開催予定とする。